

## 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る  
旅客の利便を阻害しない場合について

道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第15条の4第3号等の規定に基づき、一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行に限る。)の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更の届出及び事業の休止又は廃止の届出における旅客の利便を阻害しない場合について、下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月31日

平成14年4月24日改正

平成15年3月18日改正

平成18年2月14日改正

平成18年9月27日改正

平成20年6月30日改正

令和4年2月4日改正

関東運輸局長 上子 道雄

### 記

道路運送法施行規則第15条の4第3号(同規則第25条第2項において準用する場合を含む。)の旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合は、次のとおりとする。

1. 付替路線(停留所の位置の変更がないもの及び位置の変更が300メートル以内のものに限る。)の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
2. 休止又は廃止する区間が300メートル以内である場合(当該区間に係る運行系統に関し、過去1年間に3回以上本号に基づく路線の休止又は廃止がない場合に限る。)
3. 休止又は廃止する区間に並行路線(鉄軌道及び道路運送法施行規則第49条第1項第1号の「市町村運営有償運送」によるものを含む。)があり、休止又は廃止する区間内における全ての停留所から300メートル以内に当該並行路線の駅又は停留所が存在する場合

4. 休止後1年間を経過した路線の休止又は廃止の場合
5. 定期観光運送(道路運送法施行規則第10条第1項第1号イ)に係る路線の休止又は廃止の場合
6. テーマパーク等への直行系統であって、起終点の市町村が沿線地域の住民の日常的な利用がない場合と認めたものに係る路線の休止又は廃止の場合
7. 高速バス及び空港アクセスバス(道路運送法施行規則第10条第1項第1号ロ)に係る路線の休止又は廃止の場合
8. 午前0時から午前4時の間のみの運行を行っている路線の休止又は廃止の場合
9. 地域公共交通会議等の協議結果に基づく路線であって、当該路線を休止又は廃止しようとする場合に、同会議において同意があった場合
10. 地方自治体等が補助などによる参画を行うことにより主体的に運営を行っている路線の休止又は廃止であって、当該地方自治体等の同意がある場合

附則

この公示は、平成14年2月1日から適用する。

附則

この公示は、平成14年5月1日から適用する。

附則

この公示は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この公示は、平成18年2月20日から適用する。

附則

この公示は、平成18年10月1日から適用する。

附則

この公示は、平成20年7月1日から適用する。

附則

この公示は、令和4年2月4日から適用する。